

添付法令資料 4 :

ベトナム土地法 (目次)

24.01.18 可決 法律第 31/2024/QH15 号 / 24.08.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 11 条)
- 第 2 章 土地に対する国の権限及び責任並びに公民の権利及び義務
  - 第 1 目 土地に関する所有者代表である国の権限及び責任 (第 12 条ないし第 19 条)
  - 第 2 目 土地に関する国家管理 (第 20 条ないし第 22 条)
  - 第 3 目 土地に対する公民の権利及び義務 (第 23 条ないし第 25 条)
- 第 3 章 土地使用者の権利及び義務
  - 第 1 目 通則 (第 26 条ないし第 31 条)
  - 第 2 目 国内組織、宗教組織及び土地使用を直轄する宗教組織の権利及び義務 (第 32 条ないし第 36 条)
  - 第 3 目 土地を使用する個人及び住民コミュニティの権利及び義務 (第 37 条ないし第 39 条)
  - 第 4 目 外交職能を有する外国組織、外国に定住するベトナム系人、土地を使用する外国投資資本を有する経済組織の権利及び義務 (第 40 条ないし第 44 条)
  - 第 5 目 土地使用者の権利の実施条件 (第 45 条ないし第 48 条)
- 第 4 章 行政単位の境界及び土地に関する基礎調査
  - 第 1 目 行政単位の境界及び地籍図 (第 49 条及び第 50 条)
  - 第 2 目 土地の調査及び評価並びに土地の保護、改造及び回復 (第 51 条ないし第 55 条)
  - 第 3 目 土地の統計及び検地 (第 56 条ないし第 59 条)
- 第 5 章 土地使用の規画及び計画 (第 60 条ないし第 77 条)
- 第 6 章 土地回収及び土地収用 (第 78 条ないし第 90 条)
- 第 7 章 国が土地を回収する際の賠償、補助及び再定住
  - 第 1 目 通則 (第 91 条ないし第 94 条)
  - 第 2 目 土地に関する賠償 (第 95 条ないし第 101 条)
  - 第 3 目 財産及び土地への投資費用に関する損害賠償 (第 102 条ないし第 107 条)
  - 第 4 目 補助 (第 108 条及び第 109 条)
  - 第 5 目 再定住 (第 110 条及び第 111 条)
- 第 8 章 土地基金の発展、管理及び開発 (第 112 条ないし第 115 条)
- 第 9 章 土地の交付、土地の賃貸及び土地使用目的の変更 (第 116 条ないし第 127 条)
- 第 10 章 土地の登記並びに土地所有権及び土地に付着する財産所有権の証明書の

## 発給

- 第1目 地籍書類（第128条ないし第130条）
- 第2目 土地及び土地に付着する財産の登記（第131条ないし第133条）
- 第3目 土地使用権及び土地に付着する財産所有権の証明書の発給（第134条ないし第152条）
- 第11章 土地に関する財政及び土地の価格
  - 第1目 土地に関する財政（第153条ないし第157条）
  - 第2目 土地の価格（第158条ないし第162条）
- 第12章 土地に関する国家情報システム及び土地に関する国家データベース（第163条ないし第170条）
- 第13章 土地使用制度
  - 第1目 土地使用期限（第171条ないし第175条）
  - 第2目 土地使用制度（第176条ないし第222条）
- 第14章 土地に関する行政手続（第223条ないし第229条）
- 第15章 土地の管理及び使用の監督、監視及び評価、調査、検査及び監査並びに紛争、不服申立て及び告発の解決並びに土地に関する法律の違反処理
  - 第1目 土地の管理及び使用に対する監督、監視及び評価（第230条ないし第233条）
  - 第2目 土地に関する紛争、不服申立て及び告発の調査、検査、監査及び解決（第234条ないし第238条）
  - 第3目 土地に関する法律の違反処理（第239条ないし第242条）
- 第16章 施行条項
  - 第1目 土地に関連する国会の法律及び決議の若干の条項の修正及び補充（第243条ないし第251条）
  - 第2目 施行効力及び移行規定（第252条ないし第260条）